

【別添 1】

分別管理及び書類管理方針書

事業体名 株式会社湯山林業

令和 7年1月16日作成

本方針書は、神奈川県森林組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成27年5月13日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、株式会社湯山林業において、原木及び当該原木を原料として製造する木材製品（製材品、チップ等）の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、専務取締役 神谷 佑を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを事前に確認してから入荷することとし、入荷時には納品書等を受領する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、原則として土場を分ける。やむを得ず一つの土場に複数種類の木材を保管する場合には、保管場所をテープや標識により明示する。
- ・ チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バ

バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。

- ・ チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上